

# 高等学校等通学費補助制度

熊野市では、支え合い、助け合う地域社会の中で、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、たくさん子どもたちが豊かな自然、歴史及び文化の中で心身ともに健やかに育っていくことを目指すため、若い世代の「産み育てたい」という願いをかなえられるよう、手厚い支援を行い、子育てに対する経済的不安を軽減することを目的として、「熊野市子どもは宝・未来への希望基金」を設置しました。

この基金を基に、平成28年度から平成32年度の5年間、さまざまな子育て支援を行っていきます。

その子育て支援の1つとして、紀南地域の高等学校の存続支援と、家庭における高等学校等への通学にかかる経済的負担の軽減を図るため、平成28年度から公共交通機関を利用し通学する費用の一部補助を実施します。

補助対象額	JR及びバスの通学定期券購入費の1/3とする。(100円未満の端数切捨て) ただし、1ヶ月の通学定期券購入費の補助については、3ヶ月の通学定期券購入費の1/3を1ヶ月の通学定期券購入費とします。 また、紛失等による再購入の場合は補助の対象となりません。 (例)・3ヶ月定期券の場合 $39,500 \text{円} \times 1/3 = 13,100 \text{円}$ (補助金額) ・1ヶ月定期券の場合 $13,100 \text{円} (3ヶ月の1/3) \times 1/3 = 4,300 \text{円}$ (補助金額)
補助対象者	次の①～③の全てにあてはまる生徒及び保護者 ① 熊野市内に住所を有し、三重県立木本高等学校、三重県立紀南高等学校及び三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園高等部に在籍する者 ② 市内に住所を有し、①の生徒の通学にかかる定期代を負担する保護者 ③ 中学校を卒業して3年以内の者 ただし、他の法令等により通学費の補助を受けている方は対象外です。
申請方法	通学定期券購入後、その期間の属する年度の3月25日までに下記の書類を熊野市教育委員会事務局総務課又は各紀和総合支所及び各出張所へ提出してください。 ・高等学校等通学費補助金交付申請書兼請求書 ・定期券の写し(更新する前に必ずコピーを取ってください。) ・学生証の写し ・補助金受取口座の通帳の写し(最初の申請時) (定期券の精算等により払戻しを受けた場合、補助金を返還していただく場合があります。また、バス定期券については、販売事業所より払戻しの情報提供があります。)
提出先	○ 熊野市教育委員会事務局 総務課(市役所 4階) ○ 紀和総合支所 ○ 各出張所

【お問い合わせ】

熊野市教育委員会事務局 総務課 TEL 89-4111 内線 411